

《専門実践教育訓練給付金支給申請手続きのご案内》

「専門実践教育訓練給付金」をご利用の皆さまへ

「専門実践教育訓練給付金」の受給申請手続きにつきまして、ご案内申し上げます。
本制度の支給額は、実際にお支払された教育訓練経費の70%となりますが、申請につきましては2回の申請が必要になります。
各申請における注意事項を確認のうえ申請手続きをお願いいたします。

《 申請 ① 》 講座修了後の申請

教育訓練経費の全70%の内、50%の支給を受けるための申請です。

< 提出期限 > 講座修了予定日の2週間前を目安に提出先にお送りください。

< 修了証明書発行申請に必要な書類 >

- ・【専門実践教育訓練】教育訓練修了証明書発行依頼書
→校舎スタッフから受け取ってください。(記入例を参考にご記入ください)
- ・領収書(現金、銀行振り込みによる支払いの方)
→校舎スタッフから受け取ってください。
入学金、受講料、教材費を支払った際にレシートや印字伝票を受け取っている方や、銀行振込による支払いをした際の控え(ATM、窓口問わず)をお持ちの方は、受講期間中に給付金支給申請用の「手書き領収書」に差し替えを行ってください。
校舎スタッフに「手書き領収書」発行依頼の旨を伝え、差し替え元のレシート、印字伝票、銀行振込控えを校舎受付にご提出ください。
- ・学費ローン申込書(ご本人控え:学費ローンによる支払いの方)
- ・クレジットカード決済で支払いの場合は「発行依頼書」に必要事項をご記入ください。(支払い明細書等のご提出は必要ありません。)
- ・休学届(休学された方のみ)

< 提出先 > 送付のみの受付となります。

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 7-8-10 新宿オークラヤビル 5階

ヒューマンアカデミー 給付金担当

TEL: 03-6692-3035 03-6893-1549 (2020.11.16~)

受付時間 月曜日～金曜日 10:00～18:00 (土・日曜日、祝日 休)

< 提出方法 > 上記住所宛にご送付ください。

<ヒューマンアカデミーから申請者宛に送付される書類>

- ・ 専門実践教育訓練修了証明書
- ・ 領収書（現金、銀行振り込みによる支払いの方）：お預かりしたものを返却
- ・ 学費ローン申込書（ご本人控え：学費ローンによる支払いの方）：お預かりしたものを返却
- ・ 休学届（休学された方のみ）：お預かりしたものを返却
- ・ クレジット契約証明書（学費ローンおよびクレジットカード決済による支払いの方）
- ・ 返還金明細書（該当者のみ）
- ・ 教育訓練給付金支給申請書【講座修了時の初回申請用】（様式第 33 号の 2 の 4）
- ・ 教育訓練給付金支給申請書【資格取得後の追加申請用】（様式第 33 号の 2 の 5）
- ・ 教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項

<ハローワークに持参する書類>

- ①教育訓練給付金の受給資格者証
- ②教育訓練給付金支給申請書【講座修了時の初回申請用】（様式第 33 号の 2 の 4）
- ③専門実践教育訓練修了証明書
- ④領収書（現金、銀行振り込みによる支払いの方）
クレジット契約証明書（学費ローンおよびクレジットカード決済による支払いの方）
- ⑤返還金明細書（該当者のみ）
- ⑥教育訓練経費等確認書（申請当日、ハローワークにて配布します）

<掲出期限> 講座修了日の翌日から 1 ヶ月以内。

※申請が遅れる場合は、事前に管轄のハローワークにご連絡ください。

《 申請 ② 》 目標資格取得および雇用後の申請

教育訓練経費の全 70%の内、残りの 20%の支給を受けるための申請です。

この申請において、ヒューマンアカデミーから追加で発行する書類はございません。

＜ハローワークに持参する書類＞

- ①資格取得等を証明する書類
- ②教育訓練給付金の受給資格者証
- ③教育訓練給付金支給申請書【資格取得後の追加申請用】(様式第 33 号の 2 の 5)
- ④専門実践教育訓練修了証明書(初回申請時にハローワークから配布された証明書のコピー)
- ⑤領収書(現金、銀行振り込みによる支払いの方):初回申請時に持参したものを再度ご持参ください。
クレジット契約証明書(学費ローンおよびクレジットカード決済による支払いの方)
- ⑥返還金明細書(該当者のみ):初回申請時に持参したものを再度ご持参ください。
- ⑦教育訓練経費等確認書(申請当日、ハローワークにて配布します)

＜掲出期限＞目標資格を取得し、かつ修了した日の翌日から 1 年以内に被保険者として雇用された場合は、雇用された日の翌日から起算して 1 ヶ月以内。

(被保険者として雇用されている場合は、講座を修了し、かつ、資格取得した翌日から起算して 1 ヶ月以内)

※資格取得は、カリキュラムにて予め指定された試験日に実施された試験に合格し資格登録された場合のみが対象となります。

※資格取得日とは、「登録証が発行された日」となります。

→「試験の合格通知書」が届いた後、登録申請を行い、正式に登録証が発行された日。

※申請についての詳細は管轄のハローワークにお問い合わせください。

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学科及び受講料（最大3年分）に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。
このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学科及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要となります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものと認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。